

【重要】道路交通法改正およびバイクを含む交通マナーの徹底について

令和 8 年(2026 年)4 月より道路交通法が改正され、自転車の交通違反に対して「交通反則通告制度(いわゆる青切符)」が導入されます。これにより、自転車も自動車・バイクと同様に、違反行為に対して反則金が科されることになります。既にニュースなどで耳にしたことがあるかと思いますが、自転車は「軽車両」であり、法令上は車両です。安易な気持ちでの違反行為が、事故や高額な反則金につながります。重大事故につながれば「学業や競技活動の継続が困難となる可能性」もありますので、以下の改正される【主な違反例】や詳細の QR コードを確認し、違反の無い運転を心がけてください。

【主な違反例】

違反行為	反則金	違反行為	反則金
携帯電話使用等(保持)	12,000 円	無灯火	5,000 円
信号無視	6,000 円	公安委員会遵守事項違反 傘差し運転やイヤホンを使用しながらの運転など	5,000 円
踏切不停止等	6,000 円	並走禁止違反	3,000 円
通行区分違反(逆走、歩道通行)	6,000 円	軽車両乗車積載制限違反(二人乗り)	3,000 円

詳細は、以下の QR コードからダウンロードしてください。

自転車の交通違反への
「青切符」制度の開始について



自転車を安全・安心に利用するために

-自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入-
【自転車ルールブック】



◆大阪体育大学の学生として

青切符制度導入の目的は、取締りを強化すること自体ではなく、自転車による事故を防ぎ、社会全体の安全を守ることにあります。交通ルールを守ることは最低限の義務であり、自分自身を守ることでもあり、同時に他者の命や人生を守ることでもあります。責任と自覚を持ち「大阪体育大学の学生として」ふさわしい行動を徹底してください。